

香取市地域おこし協力隊（フィルムコミッション推進業務）

隊 員 募 集 要 項（再募集）

1 目的

香取市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、ロケ撮影の利便性の向上及びロケ誘致による地域のマスメディアへの露出向上により、持続的な地域づくりや観光振興による交流人口の増加に貢献できる人材を、地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）として募集選考することを目的とする。

2 業務内容

隊員が行う業務は、以下のとおりとする。

- （１）ロケ地の誘致に関する業務
- （２）フィルム制作会社等との下見及び打ち合わせ、ロケ現場の立会い（早朝または夜間などの可能性あり）に関する業務
- （３）ロケ素材の収集に関する業務
- （４）エキストラ及び撮影支援スタッフの管理及び登録に関する業務
- （５）外部関係機関との連絡調整に関連する業務
- （６）ロケ地マップなどのプロモーションツール作成に関する業務
- （７）その他、フィルムコミッション事業運営及びシティプロモーション事業に関する業務

なお、活動の詳細については、市と協議のうえ決定する。

また活動にあたっては、市職員や関係事業者との相互協力のもと活動するものとする。

3 募集人数

隊員の募集人員は１名とする。

4 募集対象

募集する隊員は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （１）地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない者
- （２）令和 7 年 12 月 5 日時点で、年齢が概ね 20 歳以上の方
- （３）次のいずれかに該当する者

ア ３大都市圏をはじめとする都市地域等（地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務次官通知）に規定する 3 大都市圏をはじめとする都市地域等をいう。）に現に住所を有する者※

イ 他の地方自治体において地域おこし協力隊員として 2 年以上活動した経験があり、その解嘱から 1 年以内の者

ウ 他の地方自治体において語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として 2 年以上活動した経験があり、活動終了から 1 年以内の者

エ 海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者

- （４）委嘱される前の 1 年間に香取市内に住所を定めていない者で、委嘱後に

- 香取市へ住民票を異動し居住することができる者
- (5) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲及び情熱を持っており、住民と協力して誠実に協力活動ができる者
 - (6) パソコンの一般的な操作ができ、インターネット、SNS等の活用ができる者
 - (7) 普通自動車運転免許を取得している者(採用までに取得見込みを含む。)

※(3) アの要件は、総務省「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表(令和4年4月1日現在)」において、香取市への転入が、特別交付税措置の対象となる地域に現に住所を有する者とする。

5 勤務地

勤務地は、香取市内を原則とする。

6 任用形態・期間

- (1) 市と隊員の間で業務委託契約を締結し、個人事業主またはフリーランスとして業務を行うものとする。
- (2) 香取市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、市長が委嘱する。
- (3) 委嘱期間は、委嘱日から1年以内とし、委嘱日から3年以内で延長できるものとする。
- (4) 市が地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を解くことができるものとする。

7 勤務日・勤務時間

- (1) 勤務日は、週5日(1週間当たり38時間45分)を原則とする。
(5日のうち4日以上はフィルムコミッション業務とし、それ以外の勤務日は地域おこし協力隊としての活動とする。)
- (2) 1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを原則とする。(間に1時間の休憩時間を設ける。)

※始業・終業時間及び休日は活動(業務)の状況により変動が想定されるため、市と随時相談しながら調整する。

8 報酬

月額265,000円とする。(1箇月間の活動日数が20日に満たない場合には、1日当たり13,250円の日割り計算により支給するものとする。)

9 待遇・福利厚生

- (1) 住居は、民間の賃貸住宅等を隊員自身で契約し確保することを原則とする。ただし、月額55,000円を上限に、予算の範囲内で活動等の経費の一部として市が負担する。

- (2) 転居に係る費用（敷金礼金を含む。）、生活に必要な費用（光熱水費、食費、生活費等）などは自己負担となる。
- (3) 活動内容に関係がある場合や活動に支障が無い範囲においては、個人事業の運営、副業なども可能とする。
- (4) 各種税金や社会保険料等は隊員で負担するものとする。

10 休日・休暇

休日・休暇は、週2日の週休日のほか、年次有給休暇に相当する休暇等は、市の判断で付与できるものとする。

11 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動が実施できるよう、次に掲げる隊員の活動や生活を支援する。

- (1) 隊員が行う活動に関する指導及び支援
- (2) 隊員が地域に定着するための支援
- (3) 隊員が行う活動の取組状況、活動の成果等の情報発信
- (4) 隊員が地域で生活するための生活支援
- (5) 市や地域の団体等が行う地域振興イベントなどへの協力活動に対する支援
- (6) その他隊員が行う地域協力活動に対して必要と認められる支援

12 活動等の経費

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市が負担する。なお、負担の可否については、市と協議の上決定する。

- (1) 隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費
- (2) 隊員の活動期間中の損害保険及び賠償責任保険に係る保険料
- (3) 隊員の活動に要する消耗品等の事務的経費
- (4) 隊員の活動内容や得られた成果等の情報発信に要する経費
- (5) 隊員が研修機関等の実施する研修プログラムへ参加する場合に要する参加費用及び旅費等
- (6) 隊員が活動に使用する自家用車等の借上料及び燃料費（ただし、月額15,000円を上限とする。）なお、自家用車等は隊員各自で用意するものとする。
- (7) 隊員が活動に使用するパソコンや携帯電話の通信費（ただし、月額10,000円を上限とする。なお、パソコンや携帯電話は隊員各自で用意するものとする。）
- (8) その他、隊員の活動に要する経費

13 応募・選考方法

応募及び選考の方法は次のとおりとする。

- (1) 応募方法

- ①受付期間：令和7年10月16日（木）から令和7年12月5日（金）まで
※令和7年12月5日（金）必着（午後5時15分まで）

②提出書類

- ・応募用紙（指定様式に必要事項を記入）
- ・活動目標レポート（A4用紙1枚程度）
- ・履歴書（市販のもの、カラー写真貼付）
- ・住民票（本籍地記載不要）※海外在留者は、代わりに在留証明書
- ・普通自動車運転免許証の写し※取得見込みの場合は、その旨を応募用紙に記載すること。
- ・外国青年招致事業参加経験者としての応募者は、当該プログラムの在職証明書

※提出された応募書類は返却しない。

- ③提出方法等：郵送又は持参にて下記「15 応募・問い合わせ先」へ提出

(2) 第1次選考 書類審査

- ①第1次選考として書類選考を実施
- ②応募者全員に結果を通知

(3) 第2次選考 面接審査

- ①第1次選考合格者を対象に面接を実施
- ②日程は令和7年12月16日（火）を予定しているが、詳細は第1次選考の結果と併せて通知

(4) 最終結果の通知

審査後、随時、第2次選考受験者全員に通知する。

※応募選考に必要な郵送費、交通費等は応募者の負担とする。

14 その他

- (1) 令和8年1月1日以降の委嘱とし、活動開始日については、市との協議により決定する。
- (2) 審査に関する質問は一切受け付けない。

15 応募・問い合わせ先

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127

香取市 総合政策部 秘書広報課 シティプロモーション推進室

Tel：0478-50-1204、Fax：0478-54-7140

E-mail：city-pro@city.katori.lg.jp